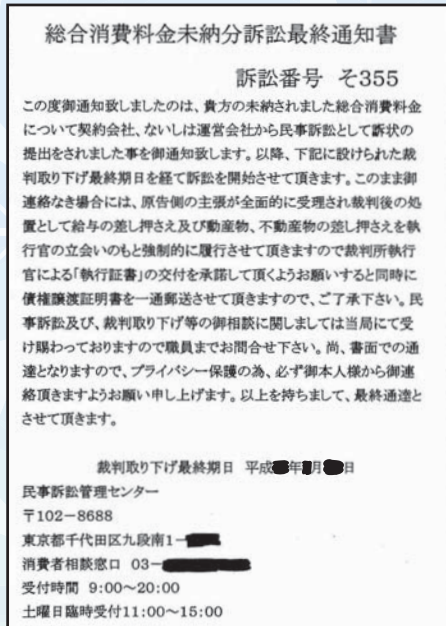


民事訴訟管理センターと称した者からの 架空請求にご注意ください!

平成29年4月から「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」と題した
架空請求はがきが届いたという相談が寄せられています。

はがきの主な内容



相手の狙いとだましの手口

「民事訴訟管理センター」などあたかも公的機関のよ
うな名称をかたり架空請求ハガキを送りつけます。
ハガキには「民事訴訟」、「給与等の差し押さえ」、「最
終通知書」など不安をあおる言葉が記載してあり、文
末に「必ずご本人様からご連絡頂きますように」と記
載されています。
慌ててハガキに記載してある「消費者相談窓口」に連
絡させ、連絡した人をターゲットに執拗に支払いを強
要するのが手口です。
裁判関係の通知がハガキで送られてくることは、あり
ません。

相談員からのアドバイス

- 1 ハガキが届いても「無視する」
➡ 身に覚えのない請求に応じる必要はありません。
- 2 絶対にハガキに記載してある連絡先に電話しない。
➡ 電話すると相手に自分の電話番号が知られてしまいます。また、脅されたり、
繰り返しお金を請求されたりする場合があります。
- 3 少しでも不安を感じたら、消費生活センターへご相談ください。
- 4 お金を払ってしまった場合は、すぐに警察に相談してください。



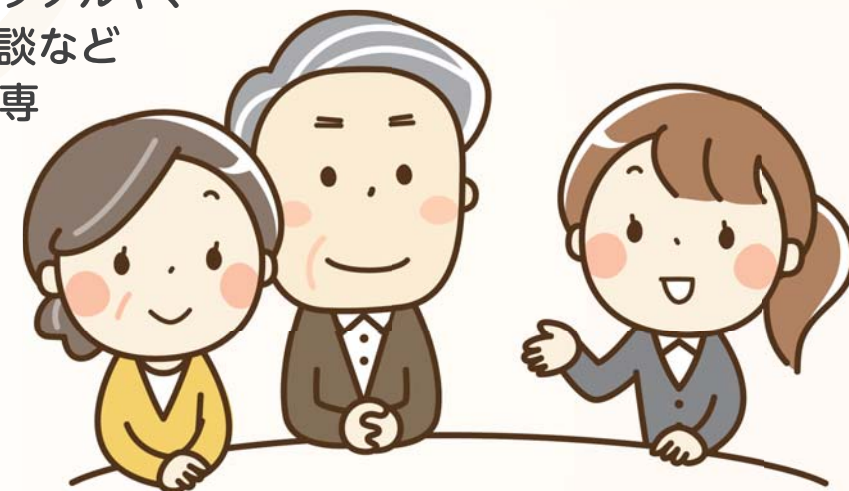
府中市 消費生活だより

No.29 平成29年7月発行
編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係
〒183-8703 府中市宮西町2-24
Tel.042(335)4124

消費生活センターをご利用ください

消費生活センターは、府中市が運営する消費者のための相談窓口です

商品・サービスに関するトラブルや、
製品の安全性に関する相談など
消費生活に関する相談を専
門の相談員が受け付け、
相談内容に応じて問題
解決のための助言や情
報提供、必要に応じて専
門機関の紹介やあっせん
などを行っています。



どんな相談ができるの?

➡ 2ページで事例を紹介しています。

相談するにはどうしたらいいの?

➡ まずは気軽にお電話ください。
来所でのご相談にも応じています。

消費生活センター 休館日のご案内

消費生活センターの移転作業のた
め、土・日曜日、祝日・年末年始以外
で次の日がお休みとなっています。

☆ 7月10日(月)から7月13日(木)

この期間中の相談は
東京都消費生活総合センター
(03-3235-1155)へ
ご相談ください。
※7月15日(土)は開館します。

2017年7月							2017年8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7
2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14
9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21
16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28
23	24	25	26	27	28	29	29	30	31				
30													
2017年9月							2017年10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	1	2	3	4	5	6	7
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				

■は休館日となります。

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、
市の施設や関係機関等で配布しています。
平成29年度は東京都の交付金を活用して自治会
にも配布しています。

問合せ先
府中市生活環境部経済観光課
消費生活係
TEL 042-335-4124
FAX 042-360-9370
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

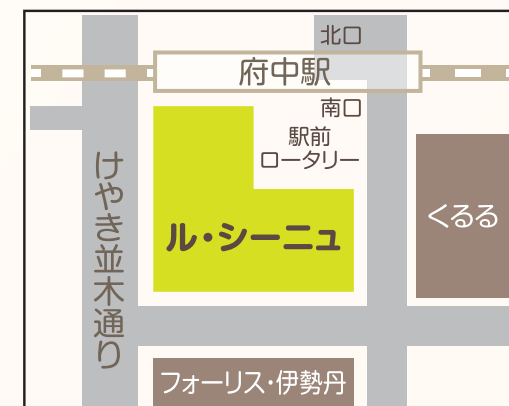
府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 月～金曜日(祝日・休館日除く)
午前10時～正午/午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

相談方法 電話、または来所



こんなときは…! ご相談ください

契約や取引に関するトラブル

「必ずもうかる」と誘われ、ある事業に出資したが、配当金の支払いが一度もなく不安だ。



注文をした覚えのない商品が送りつけられた。



賃貸アパートの退去時に敷金がかもどらず、高額な修理費を請求された。



「最終通告」いうハガキが届いたが、どう対処したらいいか。



商品やサービスに疑問を感じたとき

エステの契約をしたが、予約が取りにくいので解約したい。



インターネット通販サイトで商品を注文したが、届かない。



製品の使用による事故が発生したとき

購入した化粧品を使用していたら、赤い湿疹ができた。



説明書通りに使用していた電化製品から突然、火がでた。



多重債務(借金)の相談

複数の金融業者から借りたお金の返済が滞り、職場にまで返済の催促がきて困っている。



相談する前に…

次のようなことを準備しておくことで相談がスムーズに進みやすくなります。

【契約に関する相談の場合】

- ◆契約の内容をメモなどにしておく。
 - ・契約日(いつ) ・事業者名(だれと) ・契約内容(何をいくつ買ったなど)
 - ・契約金額(いくらで) ・購入方法 ・契約のきっかけなど
- ◆契約書やパンフレットなどの関係書類があればそろえておく。

【製品の安全性に関する相談の場合】

- ◆商品の情報をメモなどしておく。
 - ・商品名 ・型番 ・製造者名 ・損害の程度など
- ◆保証書や取扱説明書があればそろえておく。(医療機関にかかった場合には診断書や領収書も)

消費者被害防止のため、このような啓発事業も行っています

出前講座

相談員が伺って悪質商法の最新手口や被害を防ぐポイントをお話しします。自治会やグループなどの集まりに気軽に呼んでください。少人数でも大丈夫です。

情報誌の発行

暮らしに役立つ情報や身近な話題を取り上げた「消費生活だより」やセンターに寄せられた相談事例を掲載した「暮らしの相談」などの情報誌を発行しています。



消費生活講座

暮らしに役立つ身近な知識や情報を学べる消費生活講座を開催しています。
※平成29年度の講座内容や募集期間等は、広報ふちゅうや市のホームページでお知らせします。

「訪問販売お断りシール」を配布

悪質な訪問販売などの被害を防ぐために、自宅の玄関や電話機のそばに貼ってご活用ください。



配布場所 消費生活センター、市役所4階経済観光課、市政情報センター等で配布しています。

消費生活センターが移転します

現在、中河原駅前のスクエア21・女性センター内にある「府中市消費生活相談室」は「府中市消費生活センター」と名称を新たにして移転します。

7月14日(金)午前10時 — オープン —

場所 京王線府中駅徒歩1分
「ル・シーニュ」6階



府中市消費生活センター ☎042-360-3316(相談専用)